【報道提供資料】

河内長野市
KAWACHINAGANO CITY

かわらずなが～く
ふだんのしあわせ

令和７年１２月１９日

いじめは必ず解決する！いじめゼロへ！

～「こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」を制定～～

河内長野市では令和７（2025）年12月19日、「いじめは必ず解決する！」その強い思いで、「河内長野市こどもたちをいじめから守り悩みに寄り添う条例」を制定しました。

本市ではこれまでも、学校や市教育委員会などが中心となっていじめに対応しています。令和８（2026）年４月からは、同条例に基づき、新たに学校等での対応に加え、市長部局（市民に寄り添う部人権推進課）内にある「いじめゼログループ」に心理師などの専門職を配置した相談窓口を設置し、いじめに特化して対応することで、すべての児童生徒を徹底して守り抜いていきます。

学校や市教育委員会の対応に、市長部局が補完することで、本市におけるいじめへの対応力をより高めていきながら、同条例の目的である「全ての児童等が安心して生活し、健やかに成長することができる社会の実現」を目指します。

教育的アプローチ
いじめは学校や教育委員会がこれからも対応。こどもに一番身近な組織として教育的に導くことができる。

連携
＋
補完

行政的アプローチ NEW
市長部局内の「いじめゼログループ」に心理師などを新たに配置し、相談窓口を設置。いじめに特化して対応。

支援
＋
補助

法的アプローチ NEW
損害賠償などの民事訴訟や刑事告訴の弁護士費用など、補助制度の構築。

新たな行政的アプローチによって、いじめゼロを目指す

特徴
① 学校外にも新たないじめ相談窓口を設置
② いじめを人権侵害として捉えたアプローチ
③ ２つのルートがあることで相談者の望む形が選択可能

【問い合わせ】
河内長野市市民に寄り添う部人権推進課
【電話：0721-53-1111】